島根県報

令和７年２月28日（金）
号外 第１６号
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【教委規則】

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則　（特別支援教育課）　２

教　育　委　員　会　規　則

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年２月28日

島根県教育委員会教育長　野　津　建　二

島根県教育委員会規則第１号

就学奨励費取扱規則の一部を改正する規則

就学奨励費取扱規則（平成30年島根県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号を次のように改める。

⑹　特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領（令和６年５月28日付け６文科初第509号。以下「算定等要領」という。）

第７条第２項及び第８条第３項中「算定要領」を「算定等要領」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第６条関係）

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

（整理番号）No.

保護者等氏名	住所	幼児・児童・生徒氏名	学校名、学年等	第１類における逓減率	都道府県の地区別区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ） 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2
	（　　　　）				

世帯の収入状況			世帯の状況（前年12月末日現在）氏名	生年月日（満年齢）	続柄	在学学校名・学年（特別支援学級通学の有無）	需要額等 教育扶助基準 通学費	学校給食費	教材代	基準額	生活扶助基準 第１類	期末一時扶助費	障害者／母子加算額	第２類
所得控除前の	総所得金額☆	円		年　月　日（　才）	本人	特別支援学級通学（有・無）	円	円	円	円	円	円	円	h（基準額）
	退職所得金額			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								i（地区別冬季加算額）円
	山林所得金額			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								円
	計	A		年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								j 生活扶助基準計（e×逓減率、f～iの合計）
所得控除	雑損控除			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								
	社会保険料			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								k 住宅扶助基準
	小規模企業共済等掛金控除			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								円
	生命保険料			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								l 需要額（a～d、j、kの合計）
	地震保険料			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								円
	ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ			年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								収入額／需要額 D／l ＝
	計	B		年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								
所得額（Ａ－Ｂ）		C		年　月　日（　才）		特別支援学級通学（有・無）								
収入額（Ｃ×１／12）		D	合計				a	b	c	d	e	f	g	

通学費明細	特記事項	支弁区分
（通学費を要した者ごとに記入してください。）	□生活保護受給（□　被保護　・　□要保護）	□Ⅰ段階（令第２条第１号該当） □Ⅱ段階（令第２条第２号該当） □Ⅲ段階（令第２条第３号該当）

（注）
1. 太枠で囲ってある箇所のみ記入してください。
2. 消えないペン（ボールペン等）で記入してください。
3. 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入してください。
4. 収集した個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第23条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号）第4条に基づく事務に限って使用します。
5. 学校事務担当者は、整理番号と個人別支給台帳の番号を合わせてください。

収入額・需要額調書の記入上の注意事項及び提出書類

1．この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものです。正確にありのままを記入してください。

2．太枠で囲っている箇所のみ記入してください。

3．住所については、この調書を提出するときの住所とし、前の年の12月31日の住所と異なる場合は（　）内に前の年の12月31日の住所を記入してください。

4．世帯の状況の欄は、前の年の12月31日現在の世帯の状況を記入してください。
「年齢」、「在学学校名・学年（特別支援学級通学の有無）」欄も前の年の12月31日現在の状況により記入してください。
在学学校名・学年は、例えば、「○○養護学校小学部1年」又は「○○小学校2年」のように記入してください。

5．次の⑴から⑶までのいずれかに該当する方は、それぞれに定める証明書を添付してください。

⑴　個人番号の利用を希望されない方…収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書（課税証明書）
※　この調書を提出する年度の証明書を提出してください。例年、6月頃からお住まいの市町村窓口で取得できます。

⑵　児童福祉施設等又は指定療育機関（国・公立の病院等）に入っている児童等の保護者
ア　教育費についての措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書（措置されていない経費名が記入されたもの）
イ　指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書（給付を受けていない経費名が記入されたもの）
※　上記のほか、在学する学校から書類の提出をお願いする場合があります。

⑶　生活保護要保護者…⑴の書類に代えて、要保護者であることを証明する書類

6．学校事務担当者注意事項…「通学費明細」の欄は、小学校、中学校若しくは義務教育学校の特別支援学級等又は特別支援学校の小学部・中学部に就学していた児童・生徒について、前の年の4月から今年の3月までに実際にかかった交通費（付添いに要する交通費は含まない。）の額を記入してください。

様式第５号中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の就学奨励費取扱規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当面の間、これを取り繕って使用することができる。